

<共同研究報告>日記に見える院宣について

著者	下郡 剛
雑誌名	日本研究
巻	46
ページ	263-275
発行年	2012-09-28
その他の言語のタイトル	Inzen (Abdicated Emperors' Words) in Diaries
URL	http://doi.org/10.15055/00000457

日記に見える院宣について

下郡 剛

はじめに

院（上皇・法皇）の意志を奉者一名が奉って作成される院宣は、院の意向を直截反映した文書として、これまで枚挙に暇ないほど多くの院政研究の分析対象となってきた。そのような研究方法の有効性自体には異論を差し挟む余地がない。しかしながら、文書として残された院宣は、公験としての有効性を前提とし、後世に伝えられることを意図して大切に管理されたが故に、今なお現存している側面もまた忘れてはならないであろう。

本稿の対象たる院宣とは異なるが、上杉和彦氏は、延慶本平家物語所収の宣旨について、古文書学上の定型様式とは異なるものに疑義を呈する先行研究のありかたを批判的に再検討し、「これらの「様式」からの乖離は、延慶本の編者が、文書の出典を古記録（日記）に求めたという事情から説明しうる」とした上で、次の提言を

行っている^①。

歴史学及び古文書学は、長く寺社や貴族の末流の家等に伝来した文書群を珍重し、そこに見られる具体例を元にした文書様式論を堅持してきた。そのような文書様式論は、必ずしも文書の作成・伝達・受理の営み総体を反映するものとはなっておらず、永続的利益のために意図的に保存された、主として土地に関する権利証文（公験）を中心としたものとなった。むしろ、その学問的効用には多大なものがあるが、一定のバイアスがかかったものであることもまた事実で、その影響は様々な形で表れはじめていられるように思われる。本稿が対象としてとりあげた宣旨についても、主に訴訟手続きに用いられた弁官方宣旨、主に人事に関わる外記方宣旨が、伝存する宣旨の圧倒的多数を占めたために、宣旨はあたかもこの二つしかないかのごとき印象

を与える様式論が生まれたといえる。

それでは、「伝来した文書群を珍重し、そこに見られる具体例を元に」成立した院宣様式論は、本共同研究の対象たる日記からとらえなおすと、いかなる姿を見いだせるのか。本稿では、上杉氏の提言を継承する立場から、日記を通して院宣を再検討してゆきたい。

一 院宣研究史

院宣について、筆者が座右の書として院生の頃から使用し続けている、佐藤進一氏『古文書学入門²⁾』を開くと、次のような解説が見られる。

これは上皇、法皇に近侍する院の役人＝院司が上皇、法皇の意をうけたまわって出す文書であって、(中略)院宣は「依院御気色……」とか「依院宣……」とか「院宣如此」「院宣所候也」などと記される場合が多く、それによってその文書が院宣であることがわかるが、時にはただ「依御気色……」「御気色所候也」とだけあって、何人の意を奉じたものか判別し難い場合も少なくない。その場合には奉行の地位資格などを調べて、それによって、その文書が院宣か、綸旨か、あるいはまた撰閣家の御教書かなどを判別するわけである。(後略)

同書は一九九七年に改訂版が出されたが³⁾、引用部分は一字一句同じである。すなわち、①院宣は院司が院の意向を奉じて発給する文書であり、②書留文言は「院御気色」や「院宣」など、院の仰せである旨を明記したものが多い。③しかしながら、単に「御気色」とのみしか記されない場合もあり、その時には、奉者が院司であるか否かを調べることで判断する、ということになる。

その他、相田二郎氏『日本の古文書』⁴⁾においても「院宣は(中略)院司が奉じて発する奉書の一種」とされ、鈴木茂男氏執筆『国史大辞典』「院宣」⁵⁾では「上皇の意を体した院司が奉者となって発給する奉書形式の文書。(中略)書止めは種類が多いが「院宣如此。悉之。以状」「院御気色所候也。仍執達如件」などがり、さらに続けて「恐々謹言」など書状風の書止め文言を加える場合もある。(後略)などほぼ一貫しており、いずれも院宣は院司が発給するものとされている。

ところで、このような認識は、その後の院政研究の深化によって揺らぎを見せているようにも思われる。変化の起点となった研究として、富田正弘氏「公家政治文書の発給過程と系譜」が挙げられよう⁶⁾。院政下における政務処理システムが確立した鎌倉中期、後醍醐院政以降の院宣の奉者について検討した富田氏は、院政下政務執行のキーパーソンとして伝奏と担当奉行とを挙げ、「伝奏は院に奏事を取り次ぎ、院の仰せを担当奉行に伝える」。「奉行は奏事事項を分担して関係者からの訴訟を受け付け、また院宣の執筆・執行にあ

たった。奉行とは、院の宣を奉り執行するから奉行というのである」と指摘する。院宣の奉者を院司・院伝奏から引き離し、担当奉行制に引きつけて論じたものと解される。⁷⁾

その後の研究は、富田氏の所論を一方で時代を遡及させつつ、他方で担当奉行制の具体的な諸相を明らかにしてゆくという方向性をもって進められてゆく。まず美川圭氏は「関東申次と院伝奏の成立と展開」において、後白河院の意向が源頼朝に伝達されるルートについて、『吾妻鏡』所収院宣を中心に分析。事実上源頼朝に充てられた後白河院宣は、藤原定長が奉者となったものと吉田経房が奉者になったものの二つに分類できることを指摘。後白河院から頼朝への意志伝達ルートとして、定長↓経房ルートの存在を明らかにし、前者を院伝奏が奉じたもの、後者を関東申次が奉じたものとされた。

次に井原今朝男氏は、「中世の国政と家政——中世公家官制史の諸問題——」⁹⁾において次のように指摘する。

院や摂関家は権門であったから、家産機構の内部文書である家政文書としての（殿下）御教書や院宣を発する時は、院司や家司がその仰せを奉じる。他方、国家権力の一分掌を果たすために国政文書としての院宣・摂政御教書を発する場合には職事弁官が奉行した。（二五〇頁。但し（ ）内は筆者補注。）

本稿の対象である院宣に限定すると、院宣には院司が発給する家産機構の内部文書と、職事弁官が発給する国政文書との二種類がある、ということになる。

さらに、美川・井原両氏が指摘する二種類の院宣について再検討を加えた白根靖大氏は、院宣を「指示院宣」「通達院宣」「諮問院宣」の三種に分類、この中「指示院宣」「通達院宣」について以下のように論じる。¹⁰⁾

指示院宣とは、院の意向・命令を伝えるための文書といえる。伝えるのは院伝奏人の役割を担っていた者で、同時にその人物が院宣の奉者になる。（中略）これに対し、通達院宣は、宛所が貴族にしろ寺社にしろ、院の裁許・決定が直接もたらされる文書である。この文書によって訴訟なら裁許が下され、当該案件に終止符が打たれることになる。奉じたのは案件担当者であり、同じ案件に関しては同じ人物が引き続き奉者を務めていた傾向が見られる。

すなわち、井原氏の指摘する、院司奉院宣は家政文書としての院宣ではなく、院伝奏（院司）の奉じた国政文書としての「指示院宣」となる。これをうけて、案件担当者（井原氏のいう職事弁官、富田氏のいう担当奉行）は自らの「通知文書」すなわち添状を認め、指示院宣とともに当事者に送付する。これに対して、伝奏から案件

担当者への院の仰せが口頭伝達でなされた場合には、案件担当者が「通達院宣」を発給、これのみを当事者に送付することとなる。美川氏検討の関東向けの院宣の場合は、院伝奏（定長）奉院宣が「指示院宣」、関東申次（経房）奉院宣が「通達院宣」ということになる。

なお、この「案件担当者」について、井原氏は弁官部門が太政官機構の統轄を脱して「蔵人と同様に天皇・院に直属する」ことを指摘されたが、実際には蔵人と弁官とは役割の区別があり、蔵人は天皇・摂関・院に直属して政務全般について奉行するのに対し、弁官は太政官機構の実務官として官方公事のみを担当するため、前掲した先行研究での範囲でいえば、「通達院宣」の奉者には、蔵人と弁官、そして関東申次がいることになり、彼らはいずれも院司として奉行しているわけではない、ということになる。

以上の院宣研究は、いずれも、現存する院宣、ないし鎌倉幕府の正史として後世に伝えられることを目的に編まれた『吾妻鏡』所載院宣を素材にした研究となる。それでは、本稿の目的である、後世に残すことを意図していない院宣、すなわち日記に見える院宣とはいかなるものであるのか。章をかえて、具体的に見てゆきたい。

二 書状とよばれた院宣

以下、日記に文書としての院宣本文が転載されている事例を四例提示する。まず一例目は『玉葉』治承四（一一八〇）年三月十六日

条である。

〔史料一〕

酉刻許、左少弁行隆、以書状之詳載、問伊勢太神宮司可被任哉否事。（割注省略）

其状云、

伊勢太神宮司大中臣祐成神事違例事、仗議并問注記、謹以進上之。可有改任否事、可令計申給之由、可令申上給者、

院宣如此。行隆恐惶謹言。

三月十六日

左少弁行隆奉

謹上伯耆守殿

（以下請文省略）

右は後白河院から記主右大臣九条兼実のもとへ、伊勢神宮神事異例についての在宅諮問が行われた様子を記したものである。¹²書留文言から本文書が古文書学様式論での典型的な院宣であることがいえる。奉者藤原行隆は五位蔵人左少弁。なお、治承四年前後で、彼が院伝奏を行った事例はない。¹³伊勢神宮行事関係では行事弁が設置されているものの、本件は行事とは無関係であり、しかも『玉葉』同年四月三日条では源兼忠が伊勢行事弁であったことを確認できるため、行隆は天皇・摂関・院に直属する蔵人として在宅諮問の院宣を奉じたものと見られる。

次に二例目として同じく『玉葉』元暦二（一一八五）年七月十二日条を提示する。

〈史料二〉

昨日光雅書札云、

地震事

外記勘文如此。今度大動、先規少彙。旁驚勸慮者也。每事何様可被計行候哉。委可被注申候。

皇居事

当時御所西廊已顛倒。四壁殆無実。須遷御大内歟。而日華門、弓場殿同顛倒云々。彼此何様可被進退候乎。誠難治事候。同相計可被申也。

両条事、内々院御気色如此。仍言上如件。光雅恐惶謹言。

七月十一日

右大弁光雅奉

進上 大宮亮殿

（以下請文省略）

右は元暦二年七月九日に発生した大地震をうけて、後白河院から右大臣兼実へ対応策についての諮問がなされた様子を記したものである。書留文言から古文書様式論での院宣とわかる。奉者の藤原光雅はこの時、蔵人頭左大弁。院伝奏の経験はない。行事弁不設置案件であるから、本件も天皇・撰関・院に直属する蔵人として院宣を

奉じたものと見られる。

三例目は後鳥羽院政期、『玉葉』建暦二（一一二二）年十月二十日条である。

〈史料三〉

藤中納言光親卿、伝院宣曰消息、大嘗会被供神膳間儀、御成人御時、委可有御存知事候。仍可有行幸此御所候也。以吉曜可被申其儀事候歟。而今月無日次候。来月二日可有行幸之由其沙汰候也。但御禊已後入月幸他所之条、聊雖似有先規、且猶非通儀候哉。然者強不被選吉曜、今月只可有行幸候哉。将又猶雖入月、被選日次可幸候哉。両様之間可被計申給候由、内々御気色候也。仍言上如件。光親恐惶頓首謹白。（言カ）（以下請文省略）

本史料の書留文言は「内々御気色」とのみしか記されていないが、冒頭、日記本文の「伝院宣曰」から、後鳥羽院の仰せをうけてのものとわかる。記主の九条道家はこの時内大臣。院宣奉者の葉室光親は史料にも見えるように権中納言。彼は承久の乱で処刑される著名な後鳥羽院近親であり、ここでは院伝奏として奉じていると見られる。¹⁵⁾

以上三点の院宣はいずれも在宅諮問の院宣である。通常、在宅諮問は担当奉行が直接、被諮問者の邸宅を訪れてなされるものであり、これら日記の記主が、院宣全文を日記に転記した意図は、案件の内

容を記録することよりも、書札礼の前例を蓄積する点にあったものと思われる。¹⁷⁾

四例目は時代を遡行させて白河院政期、『中右記』永久六(一一一八)年二月七日条を提示する。

〈史料四〉

已時許伊予守送書状云、春日祭中宮使亮蹟隆朝臣参向之間、興福寺可令惡事由風聞。早可制止由可伝関白、院宣者。申承了由。以件消息申殿下。則可制止由有御返事。持其返事参院。付(宗孝カ)宗章經御覽之処、仰云、件事不便思食也。中宮初度使也。惡事出来者為本宮尤不便。猶能々可制止由、早行向可仰関白者。馳参殿下。雖御物忌依召参御出居。申云院宣之処、今朝從蹟隆朝臣許申送此旨。乍驚可制止由下知寺家了。又重有此仰。以自書ノ書札、可制止旨所仰遣別当大僧正許也者。又参院、付若狭守奏聞。仰云、聞食了。

右史料はこれまでの在宅諮問史料とは一線を画するものであり、白河院と関白忠実との連絡合議について記されたものである。¹⁸⁾この時、記主藤原宗忠は権中納言であった。彼は康和元(二〇九九)年十二月に藏人を去り、参議に列した以後も、堀河天皇崩御の嘉承二(一一〇七)年まで、天皇の特定近習として天皇・摂関・院の連絡合議を奉行しており、天皇崩御後も本史料の二年後、元永三(一一

二〇)年正月頃まで引き続き頻繁に白河院と忠実との連絡合議を担当していた。¹⁹⁾その職務の一貫として日記に記されたものである。院宣自体は、伊予守から記主宗忠に充てられたもので、関白忠実との連絡調整を命じるものとなる。院宣の奉者、伊予守は藤原長実²⁰⁾であり、彼は『中右記』承德二(二〇九八)年七月七日条、長治三(一一〇六)年正月六日条等で、宗忠の白河院への奏事を伝奏する他、天永二(一一一一)年正月二十四日藤原忠通任中納言慶賀の際には白河院への伝奏を奉行し、天永三(一一一二)年十月二十四日には院御所議定の場にて、院の仰せを議定の側に伝えるなど(いずれも『中右記』同日条)、白河院伝奏を奉行した人物であった。この院宣が、これまでの三例とは異なる点は、書留文言が「院宣者」で終わっている点である。この点を考えるにあたっては、これまでの三例が大臣として諮問をうける立場から記録されたものであったのに対し、本件は逆にメッセンジャーの立場からの記録という相違点に注意しておく必要がある。権中納言として、本来であればメッセンジャーを勤める立場ではないはずの記主宗忠にとつての関心事は、書札礼としての前例の蓄積ではなく、内容そのものにあつたため、定型的な書留文言は省略したものと考えられる。

以上、日記に転載された院宣四例を見てきたが、注目されるのは史料傍線部であり、各日記の記主がこれら四通の院宣を、「書札」「書札」「消息」等と表記している点である。具体的に列挙すると〈史料一〉は「書状」、〈史料二〉は「光雅書札」、〈史料三〉は「消

息」、〈史料四〉では「書状」となっており、それらの主体者はいずれも事実上の仰せの主体者院ではなく、奉者となっている。それではこれらの院宣を、奉者の「書状」等と表記した日記記主の認識はいかなるものであったのか。

藤原宗忠が堀河天皇特定近習として、天皇・白河院・摂政忠実三者の連絡合議を奉行していた天永二（一一一一）年九月三日の『中右記』には以下の記述が見られる。

早且相具家榮參院。彼日時事被尋仰也。雖御物忌參御前。十月二日与十二月二日之間勝劣沙汰也。為御使參殿下。（前段忠実）々々依内御灯令參内給間也。於皇后宮御方令申事由。御返事云、如此事最上吉日可被遂候也。仍十二月二日可候也者。其次大炊殿地事、豎義事、令申給。又參院。召御前件三個条令奏達之処、子細聞食了。（大炊殿地事召前。大納言之施者）其次庄園記録所上卿并弁可被置事被仰。帰家之後以書状申殿下了。屈天不能重參也。

この日の朝、宗忠は白河院御所に参上。院より堀河天皇御所遷御日時についての仰せをうけ、院使として摂政忠実の元に向いた。そこで忠実からの返答を承ると同時に、大炊殿造作事・豎義事についての忠実の仰せをうけ、再び参院。白河院への連絡を行う。そこで再び白河院から忠実への連絡調整事項として記録所上卿と弁についての仰せをうけたものの、「屈天不能重参」故、直接忠実の元を

訪れず、「書状」に内容を認めて伝えたことが記述されている。本史料中に「書状」の文面は転載されていないが、これまでの検討を踏まえれば、その書面には「院御気色候」或いは「院宣候」等の、院の仰せである旨を示す書留文言が記されていたはずである。在宅諮問は被諮問者の邸宅を担当奉行が直接訪れてなされるのが通例であることを前述したが、天皇・院・摂関による連絡合議もまた同じである。²¹本史料の場合、宗忠は自らの意志で、摂政のもとを訪れることなく、「書状」で済ませることを選択したのである。そのため、彼はこの文書を自らの「書状」と認識し、日記に記したものと思われる。〈史料一〉から〈史料四〉までの院宣もまた同様であり、本来、メッセンジャー本人が相手の邸宅に赴いてなされるはずのものが、メッセンジャー個人の都合や判断にて書面で連絡がなされた。そのためそれを受け取った側では、院からの仰せではあっても、奉者の「書状」と認識したものと考えられる。

三 日記に見える院宣奉者

以上、日記上に「書状」や「消息」と記されているも、古文書学様式論に基づき分類した場合、院宣に分類されるべき文書が存在することをみてきた。ここで再び、院宣の奉者に論点をもどしたい。

古文書学概説書等では院宣は院司が奉じるものとされているが、その後の研究により蔵人や弁官をはじめとする担当奉行が奉じた院宣が指摘されるようになってきたことを前述した。ここで問題とな

るのが、藏人や弁官などの担当奉行と院司との関係である。

玉井力氏は「院政」支配と貴族官人層²²において、院司と弁官との関係に触れ、次のように指摘する。

すでに一一六一（永暦二）年の段階で、院は全弁官を院司としている。院がほとんどの弁官を院司に組織するということは、以後通例になったらしい。院による実務官人の組織化は、極限に近いところまで進んだ。（二八四頁）

院政の展開に伴う院司の拡大により、少なくとも後白河院政期には、全弁官が院司として組織化されており、同様の事態は藏人においても当然、想定されることである。例えば保延二（一一三六）年正月二十六日、鳥羽院姫宮五十日の儀での諸卿の召し役について、『長秋記』同日条には「件召年来多藏人頭召之。而今度可用院司者、藏人頭不兼院司故也云々」とあり、本件の場合、藏人頭藤原季成・同宗成ともに院司を兼帯していなかったためのイレギュラーな措置となっている。²⁴すなわち、弁官や藏人など担当奉行を院司として組織化することによって、行事運営・政務運営が円滑となり、彼らが院司を兼帯する担当奉行として院宣の発給を行ったと考えることが可能になってくるのである。

但し、不自然な点もある。連絡合議による国家意志決定方式は、既に白河院政当初から行われ、²⁵既に本稿で見てきたように、その際

に伝奏や担当奉行等の「書状」と呼ばれる院宣が発給されていたのに対して、全弁官の院司への組織化が後白河院政期に入ってからという点である。前に見た『長秋記』保延二（一一三六）年正月二十六日条からも、鳥羽院政期には、藏人頭二名中、少なくとも一名が院司を兼帯することが常態化していたことを看取できると同時に、必ずしも藏人頭が院司を兼帯しなければならなかったわけではないことも見て取れる。院宣発給者を院司と限定した場合、後白河院政期以前、院司を兼帯していない藏人や弁官は、院の意向を書面で伝達することは出来なかったであろうか。

この問題を考えるにあたっては、院司を兼帯していない藏人や弁官が奉じた院宣が存在するの可否かを検討すべきと思われるが、これには玉井氏の次の指摘が障害となってくる。

仁安―治承にかけての院庁下文には、弁官の署名が少ないが、これは署名をしていないだけで、記録類によって調査すると、ほとんどの弁官が院司であったことがわかる。（一九七頁）

全院司が必ずしも院庁下文に署名するわけではないとなると、それぞれの案件を担当した奉行が、案件を担当した段階で院司ではなかったことを証明するのが困難になってくるのである。例えば、院宣の奉者と院司とを切り離す起点となった前掲富田論文においても、担当奉行が奉じた事例として提示した暦応元（二二三八）年十

一月十五日付光厳上皇院宣の奉者右少弁平親名について「この親名が院司であったか否かの確証はない」としている。

そこで次に提示したのは『山槐記』治承二（一一七八）年正月八日条である。

法勝寺寄檢非違使、左大夫尉遠業重服。仍仮可差定代官之由、

今日未剋、右中弁経房朝臣有旨奉院宣、以消息仰予。予仰道志重

成差進右大夫尉康綱遠業之
下屬也。

本史料にも文面自体は転記されていないが、院の仰せをうけて担当奉行が出した「消息」であり、これまで見てきた古文書学様式論での院宣と見て問題あるまい。この時、日記の記主藤原忠親は権中納言・檢非違使別当。内容は、法勝寺寄檢非違使大江遠業の重服にともない、代官の指名を檢非違使別当忠親に命じたものである。注目されるのは、この院宣を奉じた吉田経房の立場について「行事弁」と注記している点である。彼はこの時、藏人を兼帯しない右中弁であり、少なくとも忠親の認識の中では、経房が行事担当の弁官として院宣を奉じたと思われていたと解される。但し、同時期の治承二（一一七八）年六月十二日後白河院序下文案（『平安遺文』三八三三三号文書）や同年同月二十日後白河院序下文案（『同』三八三六号文書）などで、経房は「右中弁兼内藏頭藤原朝臣」として署名している院司でもあることから、院司を兼帯していない藏人・弁官とい

うことにはならない。

そこでさらに『玉葉』寿永元（一一八二年七月二十五日条を提示する。

自院被仰下云御季時法師奉行之旨、敦助子男助兼、所望大将。折節可然

者、可召覽歎云々。此事、兼重夭亡之時、付兼雅卿可被申入之

由示了。件助廉、天下第一之悪男也。

本史料では「御教書」と明記されていることから、文面はなくても誤りなく古文書学上の院宣である。本史料に先立つ七月二十日、『玉葉』記主九条兼実子息良通の隨身秦兼重が殺害された（『玉葉』同日条）。良通はこの時、権中納言右近衛大将。史料中の「大将」にあたる。その後任人事について、後白河院から、良通父兼実のもとに、助廉を推薦してきたものとなる。特に注目されるのは、直接の充所を兼実家司藤原基輔とするこの「御教書」を奉じた人物が「季時法師」という入道者であった点にある。それではこの季時とは何者なのであろうか。

『山槐記』治承四（一一八〇）年四月十五日条の賀茂祭使行列中に藏人所雑色の一名として源行時の名が見えており、「生年八才（中略）祖父入道木工権頭季時出立之。生年七十二云々」とある。前掲した『玉葉』の二年前であるから「季時法師」（『玉葉』）と「入道木工権頭季時」（『山槐記』）は同一人物と見て誤りない。さらに

その三日、「山槐記」十二日条には「源行時木工権頭時盛二」とも見

え、祖父季時、父時盛、行時の三世代の並びを確認できる。そこ

で、『尊卑分脈』を見ると、醍醐源氏の一流に「季時―時盛―時房

時行」との並びがあり確認がとれる。ところで、『兵範記』久寿二（一

一五五）年九月二十三日条には「源時盛時散位季」と見え、季時―時盛

の父子関係から同一人物と確認でき、久寿二年九月の段階で季時が

散位であったことを確認できる。その前年、『兵範記』仁平四（一

一五四）年正月三十日条には左大臣藤原頼長嫡男兼長が春日祭上卿

を勤めるため南都に向かう行列中、諸大夫の散位中に「季時面院北」が

登場してくる。同じ散位であり、名前も同じである上、時期も一年

しか離れていないことから、同一人物と見て問題なからう。同日の

記事では崇徳院北面については「新院北面」とされているので、

「院北面」は鳥羽院の北面と判別できる。すなわち源季時は、元々、

鳥羽院に北面として仕えていた人物であった。

彼は鳥羽院崩御後は後白河院に仕えており、『玉葉』治承三（一

一七九）年八月二十七日条では「此日秉燭之程、参院。（中略）尋近

習之輩、皆以退出云々。仍以侍従家俊入見参以季時法師。归来告召之

由。仍参御前（後略）」と出てくる。すなわち、記主兼実が参院。

院伝奏を尋ねたが、全員不在であった。そのため兼実は侍従源家俊

に後白河院への伝奏を依頼。家俊は季時にこの旨を伝達。季時が院

伝奏を臨時に奉行し、召すよとの仰せを承って家俊へ伝え、家俊

から兼実に伝達された、と解釈できる。院伝奏不在のために臨時の

伝奏を奉行した人物は家俊ではなく、季時と見るべきであろう。²⁷

また、『吉記』治承五（一一八二）年六月十七日条では「午上参

院。伝奏人不候。仍以季時入道入見参。少々事等可奏之由有仰。仍

奏鴨杜解状（割注省略）」と、ここでも季時は、藏人頭としての経

房の奏事を、院伝奏不在の故に、後白河院に伝奏する役割を果たし

ている。²⁸彼は院辺に伺候していたが故に、伝奏不在の際には、臨時

にその役を果たすことが可能となっていたわけである。

『玉葉』寿永元（一一八二）年七月二十五日条の場合、伝奏が院

辺に不在であったか否かは分からない。しかしながら、事実とし

て、季時は後白河院の仰せを受けて「御教書」を兼実に発給してお

り、彼のことを同日条の『玉葉』では「季時法師」としているの

である。入道者が院司であることはない。したがって、この場合、明

らかに院司ではない人物が奉じた院宣ということになる。

もう一例、『吉記』承安四（一一七四）年九月六日条を見てみよ

う。

熊野詣仮事聞食了之由有院宣奉宣。

当時、記主吉田経房は、藏人を兼任しない権右中弁。ただし、彼の

場合、当該期は院司の中でも、とりわけ院近習として、院領庄園関

係他の院中家政問題に限定した奏事を奉行していたため、熊野参詣²⁹

のため都を離れるには、後白河院の許可が必要であった。本史料の

場合、「院宣」すなわち「院の仰せ」は、口頭伝達でなされたのか、書面でなされたのか明記されてはいないが、一般に口頭伝達の場合は「〇〇来、伝院宣云」などの表記が取られることから、「証蓮奉」の表記は、証蓮が奉じた古文書学様式論での院宣を指すと見て問題なからう。経房の熊野参詣は定宗を先達として同月二十一日に出発した（『吉記』同日条）。その準備として、九月十四日には定宗に馬一疋を贈り、また翌十五日には「本宮師」たる熊野権別当湛増にも馬・甲冑を贈るなど（いずれも『吉記』同日条）がなされるが、証蓮の関与は全く見られない。他方、院辺に伺候する人物としても証蓮は管見の限り確認できず、いかなる理由で、この院宣を証蓮が奉じたのか不明とせざるをえない²⁰。しかしながら、本史料も、院司ではない出家者が奉じた院宣の一例と見なすことができよう。

以上見てきたように、たとえ院司ではなくとも院からの仰せをうけて院宣を発給することは可能であった。またこのように考えることで、白河院政当初から盛んに行われた天皇・摂関・院との連絡合議で、必ずしも蔵人・弁官が院司を兼帯しているとは限らないことも合理的な説明が可能となるのである。

おわりに

白根靖大氏は「院宣の基礎的考察」にて「少なくとも現存の史料からは、鳥羽院政の後半になってから指示院宣が使われだしたと考えられ、院政の展開あるいは院権力の拡大とともにこうした伝達方

法がとられるようになったとみられる」と指摘する。現存する文書の分析を通して導き出された氏の所論に異論はない。しかしながら、「はじめに」でも述べたように、公験として大切に保管され、現在まで伝わった文書とは異なり、一回性の高い連絡に使用された文書は、意志伝達が果たされた時点で、文書としての機能を喪失してしまう。機能を失った文書が数百年の時を経て、現存する蓋然性は限りなく低い。そのような文書が日記の中には、多くの場合断片的ではあるが、記録されている。

天皇・摂関・院の連絡合議も在宅諮問も、本稿中で度々触れたように、基本的には担当奉行が相手の邸宅を訪れてなされるべきものである。しかしながら、日々発生する多種多様な案件の連絡全てを口頭のみで果たすことは不可能である。必要に応じて、それらは書面にてなされる場合もまた普通に存在し、実際に日記を見れば、それらの事例は枚挙に暇ないほど多い。そのような場合、多くは奉者の「書状」「消息」などと日記に記されるものの、古文書学の様式論に基づき分類すれば、院からの仰せである場合は、院宣となる。そのような院宣を併せ考えるならば、院からの指示や諮問の院宣は白河院政当初から広汎に使用されているのである。

またかかる院宣を奉じる者が院司に限定されなければならないと、院による国政運営は事実上不可能となるといつて良い。天皇経験者たる上皇・法皇は主君であり、主君の意をうけて臣下が書札様文書を認めることに何の問題も生ずまい。院の仰せをうけて、院

宣を書する人物に資格は本来なく、誰であっても問題なかった。しかしながら、実際には、院司の中でも院伝奏を奉行する近習、同じ院司の中で院領庄園関係雑事等の院中奏事を担当する奉行、国政一般の担当奉行たる藏人、行事担当の弁官が奉じた院宣が圧倒的に多く、それらの院宣の中、意志伝達後も、公験として機能をし続けきた院宣が多く現存しているものと考えられる。

注

- (1) 上杉和彦「延慶本平家物語所収文書をめぐって——宣旨を中心に——」(『軍記と語り物』三二号、一九九五年)。
- (2) 佐藤進一「古文書学入門」(法政大学出版局、一九七一年)。
- (3) 二〇〇三年にはさらに新装版が出されている。
- (4) 相田二郎『日本の古文書』(岩波書店、一九四九年)。
- (5) 鈴木茂男「院宣」(『国史大辞典』一卷、吉川弘文館、一九七九年)。
- (6) 富田正弘「公家政治文書の発給過程と系譜」(『中世公家政治文書論』吉川弘文館、二〇一二年)。院宣の奉者をめぐる氏の見解は、既に「中世公家政治文書の再検討②」「御教書——院宣・繪旨など」(『歴史公論』四一一一、一九七八年)にて示されている。
- (7) 但し富田氏は、後嵯峨院政より前の初期院政については、久安二(一一四六)年十一月十三日付鳥羽上皇院宣を例示した上で「この時期の院宣の奉者は多くの場合院司であり、院政自体まだ院務と政務が未分化であった」(前掲注(6)論文、一六九頁)とも指摘されている。

(8) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年。初出は一九八四年)。

(9) 井原今朝男「中世の国政と家政——中世公家官制史の諸問題——」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年。初出は一九九二年)。

(10) 白根靖大「院宣の基礎的考察」五三頁(『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九八年)。

(11) 拙稿「後白河院政期における国家意志決定の周辺」(『後白河院政の研究』吉川弘文館、一九九九年。初出は一九九六年)。

(12) この在宅諮問は、兼実以外の人物に行われているか否か不明であるため、前掲注(11)拙稿所収「後白河院政期在宅諮問一覽」に収録していない。当該表には被諮問者二名以上に対して行われたことが明かなもののみ収録している。詳細は前掲注(11)拙稿、注(18)を参照されたい。なお、大中臣祐成が大宮司に就任した治承三(一一七九)年三月九日(玉葉)以後生じた神事異例として、大神宮心柱巻布が解落した事件が公家政権に報告されている(『玉葉』治承三年七月九日条)。この件をめぐって『玉葉』同年八月十五日条には、翌日陣定が開催される予定であること、記主兼実への参任が要請されていることが記述されるが、兼実は所労不参を申し入れており、実際に十六日に陣定が行われたか否かは確認できない。そのため、この陣定は拙稿「公卿議定制に見る後白河院政」(前掲注(11)拙稿所収)所収「後白河親・院政期公卿議定一覽」に収録していない。

(13) 行隆は永暦元(一一六〇)年頃、頻繁に後白河院伝奏を奉行していた様子を「山槐記」より確認できるが、翌年以後、彼が伝奏を奉行した事例

を一例も確認できない。詳細は拙稿「後白河院政期における奏事の一側面」(前掲注(11))拙著所収)所収「後白河院政期院伝奏一覽」を参照されたい。

(14) 前掲注(13)拙稿所収「後白河院政期院伝奏一覽」参照。

(15) 葉室光親については本郷和人「廷臣小伝」(『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)、白根「院司の基礎的考察」(前掲注(10))著書所収)などを参照。

(16) 在宅諮問については、美川「院政をめぐる公卿議定制の展開——在宅諮問・議奏公卿・院評定制——」(前掲注(8))著書所収)、及び拙稿「公卿議定制に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)を参照。

(17) 例えば、(史料一)「伊勢太神宮司可被任哉否事」の場合、結局のところ、大大臣祐成を改任したのか否かは『玉葉』には記録されておらず、また「神事違例」が具体的に何を指すのかも記されていない。神事異例問題自体についての日記記主の関心の低さがうかがう。対して『玉葉』治承三(一一七九)年二月一日条に記される伊勢大宮司公俊重喪に伴う改任についての在宅諮問の場合、「藏人大進基親、送書於季長」と、形式上の充所が兼実家司源季長であることが記され、諮問に対する請文についても「以季長朝臣令書之。但余等消息之體也」と、事実上奉書ではあっても自書の体を取ったことの注記がなされるなど、書札礼への関心の高さがうかがえる。以上から、日記記主が院宣全文を日記に転載した意図は、本来邸宅に向いて行うべき大臣への諮問を、略儀の書面で行った場合、いかなる礼がなされるべきかの先例の蓄積にあったと考えられる。本文掲載史料では省略したが、(史料一)～(史料三)全て、その直後には請文も全文

が日記に転載されており、この点からも、日記記主が、諮問の院宣と請文をワンセットで扱い、書札礼の先例蓄積に関心を払っていたことがうかがえよう。

(18) 院政期における国家意志決定方式である、天皇・摂関・院による連絡合議については、井原「中世の天皇・摂関・院」(前掲注(9))著書所収)、及び前掲注(11)拙稿、拙稿「国家意志決定連絡合議に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)などを参照。

(19) 拙稿「奏事に見る後白河院政」(前掲注(11))著書所収)一一四頁参照。

(20) 宮崎康充編「国司補任」(続群書類従完成会、一九九一年)。

(21) 前掲注(18)。

(22) 玉井力「院政」支配と貴族官人層(『日本の社会史三 権威と支配』岩波書店、一九八七年)。

(23) 高橋昌明「増補改訂 清盛以前——伊勢平氏の興隆」(平凡社、二〇一一年)ならびに白根、前掲注(15)論文参照。

(24) 白根、前掲注(15)論文、一七頁参照。

(25) 拙稿「国家意志決定連絡合議に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)参照。

(26) 富田、前掲注(6)論文、一七〇頁。

(27) 前掲注(14)表参照。

(28) 前掲注(14)表参照。

(29) 前掲注(13)拙稿。

(30) 但し、同一案件を高倉天皇に奏上した際には「参内。(中略)予以藏

人長俊、熊野詣仮事申女房。若州答可奏達之由。次退出」〔吉記〕承安四
(一一七四)年九月九日条」と、直接参内した上で、若狭局に伝奏を依頼
している。連日、院中奏事のため院御所を訪れている経房が、後白河院へ
の伝奏を、自身の熊野詣に関係する僧侶にわざわざ依頼し、院からの許可
が同じ経路を辿って経房にもどってくる蓋然性は低いと考えられ、証運は
院辺に伺候していたため、この院宣を奉じた可能性が高いと思われる。

(31) 白根、前掲注(10)論文、五六頁。